

障害のある学生の就学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）（原案）

1. はじめに

令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が改正・公布され、令和6年4月より施行される。これにより、我が国の大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）では、従来から禁止されていた障害者に対する不当な差別的取扱いに加え、合理的配慮の提供も全ての大学等において法的に義務付けられることとなった。

我が国における近年の障害者施策は、平成18年の国連総会における「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）の採択と平成19年の我が国の同条約への署名に始まり、平成23年の「障害者基本法」の改正や平成28年の障害者差別解消法の施行及び令和3年の同法の改正、その他関係法令を整備するとともに、政府として「障害者基本計画」を策定し、その推進に取り組んできた。

また、文部科学省においては、平成24年度及び平成28年度に「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、「第一次まとめ」として障害のある学生に対する修学支援の在り方と具体的な方策等について、「第二次まとめ」として障害者差別解消法を踏まえた不当な差別的扱いや合理的配慮の考え方等について取りまとめた。同時に、令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行に備えた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の改正（令和5年3月14日閣議決定）（以下、「基本方針」という。）を踏まえ、令和●年に「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（以下、「文部科学省対応指針」という。）を改正する等の対応を行ってきた。

この間、障害のある学生の在籍者数は精神障害、発達障害のある学生を中心に急激に増加しており、それに合わせて合理的配慮の提供を受けている学生数も増加している。平成28年の障害者差別解消法の施行により合理的配慮の提供が義務化された国公立大学等や、先進的に障害学生支援を行っている一部の私立大学等において取組が進められているものの、その過程において様々な課題が発生しているほか、大学間で障害学生支援の取組における格差が広がっているとの指摘もなされている。

本検討会では、以上のような状況に鑑み、各大学等におけるこれまでの取組を通じて浮かび上がってきた課題を整理するとともに、共有すべき基本的な考え方と具体的な対応について議論し、大学等の現場において適切な修学支援が行われるために必要な事項について検討すべく、令和5年5月から開催してきた。検討に当たっては、大学関係者、独立行政法人、企業、障害学生支援団体及び障害のある学生からヒアリングを実施し、計●回にわたる検討の結果をまとめたのが、この「第三次まとめ」である。

本まとめでは、学長等以下大学等の役員をはじめとする全ての教職員が障害のある学生の支援に関する理解を深め、適切な支援を行うために取り組むべき事項や考え方について参照できるよう、できる限り具体的かつ体系的に記述するよう努めた。また、障害のある学生本人及びその関係者（保護者、介助者等）、大学等が行う支援を補助する学生（以下、「支援補助学生」という。）、障害のない学生、高等学校や特別支援学校等の初等中等教育機関関係者、専修学校関係者、自治体等関係者、ハローワーク等の就職支援機関関係者、企業関係者、民間の障害学生支援団体関係者等が参照することも想定した。

第一次まとめ、第二次まとめ及び改正された文部科学省対応指針と合わせて、この第三次まとめにより、これらの全ての関係者における共通理解と連携が強化され、全ての大学等において障害のある学生への修学支援のための取組がより一層進展し、もって障害者基本計画に掲げる障害学生支援の推進に資することを強く期待する。

2. 大学等における障害学生の現状

- (1) 障害のある学生数・大学等が支援を行なっている障害のある学生数
- (2) 障害種別の学生数の状況
- (3) 支援の実施状況
 - ① 授業支援
 - ② 授業以外の支援
 - ③ 精神障害のある学生への支援状況
 - ④ 発達障害のある学生への支援状況
- (4) 障害のある入学者数及び受験上の配慮
- (5) 特別支援学校高等部からの大学等への進学状況
- (6) 障害のある学生の卒業後の進路
- (7) 諸外国の状況

3. これまでに取り組むべきとされた事項の進捗状況

- (1) 「第一次まとめ」において取り組むべきとされた事項の進捗状況
 - ① 短期的課題
 - 1) 情報公開の状況
 - 2) 窓口の設置
 - 3) 体制の整備（委員会、支援部署、施設・設備等）
 - 4) 拠点校及び大学間ネットワークの形成
 - ② 中長期的課題
 - 1) 大学入試の改善
 - 2) 個別支援情報の収集

- 3) 通学上の困難の改善
- 4) 教材の確保
- 5) 通信教育の活用
- 6) 就職支援
- 7) 専門的人材の養成
- 8) 調査研究、情報提供、研修等の充実
- 9) 財政支援

(2) 「第二次まとめ」において取り組むべきとされた事項の進捗状況

- ① 教育環境の調整
 - 1) アクセシビリティの確保
 - 2) 学外実習時の配慮
 - 3) 単位認定等のための試験における配慮
- ② 初等中等教育段階から大学等への移行
 - 1) 入学者選抜における配慮情報の公表及び相談窓口等の整備
 - 2) 入学後に受けられる支援情報の公開
- ③ 大学等から就労への移行
- ④ 大学間連携を含む関係機関との連携
- ⑤ 障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置
 - 1) 専任の障害学生支援担当者の配置
 - 2) 兼任の障害学生支援担当者の配置
- ⑥ 研修・理解促進
 - 1) 教職員及び学生に対する研修会等の実施状況
 - 2) 障害学生支援に関する学生向け研修の実施状況

4. 本検討会における検討の対象範囲

第二次まとめの記載事項との継続性を考慮し、基本的にはその対象範囲を踏襲するが、第二次まとめにおいて明確にされていなかった、「大学等に入学を希望する者」及び「交流校からの交流に基づいて学ぶ学生」をより具体的に定義するとともに、「学生」の範囲に大学院生や通信教育課程の学生を含むことを明示し、本検討会における検討の対象範囲とすることを委員間で共有した。

また、教育以外の学生の活動や生活面への配慮に関しては、今後の参考になると考えられる特色ある取組や支援・配慮事例（例：通学や学内介助（食事、トイレ等）に関するもの）をまとめることとした。

以上のことを前提とし、今回の検討の対象範囲は以下のとおりとした。

（検討対象とする「学生」の範囲）

我が国における、大学等に入学を希望する者及び在籍する学生とする。なお、大学等に入学を希望する者には、当該大学の入学試験を受験する者のみならず、当該大学が開催す

るオープンキャンパス・進学説明会等に参加する者を含む。また、学生には、大学院生及び通信教育課程で学ぶ学生のほか、国内の協定校との協定に基づいて学ぶ学生、留学生（海外の交流校との交流に基づいて学ぶ留学生等も含む）、科目等履修生、聴講生、研究生を含む（第二次まとめの対象範囲をより具体的に記載）

（検討対象とする「障害のある学生」の範囲）

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生（第二次まとめと同じ取扱い）

（検討対象とする学生の活動の範囲）

入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業・修了に加え、授業、課外授業、学校行事、課外活動（サークル活動等を含む）への参加、就職活動等、教育研究に関する全ての事項

上記とは直接に関係しない学生の活動や生活面への配慮（通学、学内介助（食事、トイレ等）、寮生活等）に関する事項（検討の対象範囲に大学院生が含まれることを明記したため、「教育」を「教育研究」に変更）

（その他）

学生に関係する保護者や介助者（支援補助学生を含む）等への配慮に関する事項（第二次まとめと同じ取扱い）

5. 障害学生支援に関する基本的な考え方

（1） 障害の「社会モデル」の理解に関すること

障害者基本法及び障害者差別解消法では、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義しており、次いで社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義している。

また、障害者差別解消法に基づき閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、同法に定義する障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、「障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものとする、いわゆる『社会モデル』の考え方」を踏まえており、「したがって、法が対象とする障害者の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。」とされている。

この「社会モデル」の考え方は、「どのような学生が、障害者差別解消法において義務付けられている合理的配慮の対象となりうるのか」という、障害学生支援の基本的な理解に関わるものであり、障害学生支援の現場に関わる教職員のみならず、大学等の構成員全てが理解をすることが必要である。

（2） 「合理的配慮の不提供」と「不当な差別的取り扱い」の関係の理解に関すること

- ・「第二次まとめ」までの考え方を踏まえつつ、文部科学省対応指針（改正中）における「合理的配慮の不提供」及び「不当な差別的取り扱い」の考え方を踏まえ記載。
- 大学等として合理的配慮をどのようにとらえるべきか
- 合理的配慮提供に関する大学等の責任（コンプライアンス）に関すること
 - ・合理的配慮は、障害学生の授業等を担当する教員個人や障害学生支援部署のみの責任として行うものではなく、大学という組織全体の責任として、責任体制を明確にして行うものであることを改めて記載。
- 合理的配慮提供に関する建設的対話の重要性に関すること
 - ・第二次まとめを踏まえつつ、建設的対話の重要性について記載
- 障害の「根拠資料」に関する考え方に関すること
 - ・第二次まとめの考え方（根拠資料とは「個々の学生の障害の状況を適切に把握する」ためのもの）を踏まえつつ、根拠資料の在り方について記載
- 学内の教職員向け対応要領等
 - ・私学についても学内の教職員向けガイドライン等を作成することの有効性
 - ・大学の附属施設（附属学校・附属病院等）等の性質にも配慮した対応要領・ガイドライン等の策定の有効性
 - ・障害者差別解消法の改正や改正文部科学省対応指針を踏まえた既存の対応要領・ガイドライン等の見直し

6. 合理的配慮の提供における諸課題への考え方と具体的な対処の取組

(1) 学内の体制整備や合理的配慮の提供

- 支援体制の構築と学内での浸透に関すること
 - ・FD/SDの一層の推進
 - ・障害の社会モデルの考え方の浸透
- 学内の学生支援部署の連携に関すること
 - ・障害学生支援部門と就職支援部門との連携
- 合理的配慮の提供における諸課題に関すること
 - ・支援内容決定の長期化
 - ・支援内容の固定化
 - ・保護者への対応
 - ・大学院生の研究活動
 - ・合理的配慮の提供を理由とした試験等における不利益措置
- 合理的配慮とテクノロジーの活用に関すること
 - ・大学等の積極的なテクノロジーの活用
（コロナ禍において大学に急速に普及したテクノロジーや、支援機器・アプリケーション等の進歩により可能となった支援への対応）
 - ・オンライン学習における合理的配慮の在り方
 - ・対面とオンラインのハイブリッドの在り方
 - ・試験等における読み上げ機能の活用

- 学内における支援人材の配置・育成に関すること
 - ・専門人材の安定的配置・質の確保
- (2) 紛争の防止・解決に関すること
 - 紛争の防止・解決のスキームに関すること
 - ・紛争の防止・解決等に関する調整機関の設置状況
 - ・紛争防止・解決に関するフローづくり
 - 入試における合理的配慮の提供に関する紛争の防止・解決に関すること
 - ・オープンキャンパス・進学説明会における不当な差別的取扱いの禁止の徹底
 - ・入試における合理的配慮の申請手続きの透明性・建設的対話の重要性
(受験生側も適した試験や形式や必要な配慮が全て分かるわけではないことや、受験大学等の設備や試験形態を十分に理解しているわけではないため、書面のやり取りのみで必要な配慮が提供できるのかが課題)
 - ・入試の多様性に関わらず合理的配慮を適切に実施する必要性
- (3) 大学等と国・地域・社会資源等との連携に関すること
 - 国や政府機関等の取組の活用に関すること
 - 障害学生や大学等のサポートを行う民間団体との連携に関すること
 - 地域の障害学生支援ネットワークの活用に関すること
 - ・大学と地域の支援をつなぐ人材等の活用
- (4) 障害学生の就職等の支援に関すること
 - 障害学生に対する低年次からの卒業後の進路への意識付けに関すること
 - 企業・自治体・支援機関等との連携に関すること
 - ・地域の大学間や企業との連携

7. 大学等連携プラットフォームの枠組みの更なる活用に関すること

障害学生支援に関する先進的な取組や知見を持つ大学等が中心となり、

- (1) 大学等の連携に加え、各地域の行政機関や労働・福祉機関、民間企業等を含め社会資源を含めた地域ごとのネットワークの形成を支援するほか、独立行政法人日本学生支援機構や一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）等の既存の機関・障害学生支援ネットワークとの連携を促進する。
- (2) プラットフォーム参加大学等に向け、「障害の社会モデル」「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮の提供」等の障害学生支援に関する基本的な考え方の理解啓発から高度な専門的プログラムまで、障害学生支援に関する研修を実施し、中・小規模の私立大学等も含めた高等教育機関全体における体制整備の促進や、専門的知識を有する障害学生支援人材を育成する。
- (3) 支援体制の整備や支援方法、合理的配慮の考え方等について、大学等において障害学生支援を行う担当者が直接相談できる窓口を設置し、効果的な支援や紛争防止・解決に向けた具体策の提示など専門的な助言や提案を行う。加えて、大学等に対する支援機器の貸出を含めた支援を実施する。

- (4) 就職支援・ガイダンスでの周知等、各大学等で取組が進んでいないものや、合理的配慮の提供事例、紛争解決事例、「ピア・サポート」の効果的な実施方法等について、好事例を収集し、全ての大学等が参照出来るデータベースを構築。さらに、低年次の障害学生に向けた卒業進路への意識付けや、中・小規模大学等における体制整備等のロールモデルの事例を収集し、各大学等へ発信する。

8. おわりに

- 今後、検討が必要な事項・課題
 - ・通信制大学に在籍する障害学生に対する合理的配慮の在り方
- 今回の検討会の検討の対象範囲には含まないが、大学等に求められる合理的配慮への留意
 - ・大学の教職員やポスドク・研究員等への合理的配慮
 - ・大学等における公開講座等、所属学生以外の利用者における合理的配慮の提供
- 障害者差別解消法以外の観点から求められる障害学生への対応
 - ・読書バリアフリー法に基づく対応
(書籍等のデータ化は視覚障害者以外の障害(肢体不自由・学習障害等)のある学生にとっても必要な支援)
 - ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく対応

(その他)

※ 論点整理においてまとめるとされた「教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮」等について、進んだ取組や支援・配慮事例を収集し、記載

(支援・配慮事例として取り上げる事例(案))

- ・自治体の支援制度を活用した通学支援の事例
- ・障害学生を対象とした就職支援の取組事例
- ・障害学生を対象としたインターンシップの取組事例
- ・障害のある留学生の受け入れ事例
- ・独自の職員対応要領に基づき障害学生支援を行う事例

※ ポンチ絵や図等で示すのがわかりやすいものは別紙で記載